

3 盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正について

(1) 改正の趣旨

「平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案」（平成16年4月1日施行予定）が今国会に提出され、審議中であるが、この法案の規定の趣旨に鑑み、恩給の額の改定を行おうとするものである。

(2) 改正の要点

通算退職年金及び通算遺族年金の年額について、0.3%減額改定（平成16年度の特例として、平成15年分の消費者物価の下落分のみ改定とする上記法案に準じて減額改定）

(3) 施行期日

平成16年4月1日

(4) 改正方法

恩給額の減額改定となることから年度内に条例の改正を行う必要があるが、準じようとする法律が国会審議中であることから、法律の成立・公布後にすみやかに条例改正を行い平成16年4月1日から施行するため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行おうとするものである。

項目	改正前	改正後	備考
退職給付	$0.0111 \times 標準報酬 \times 標準報酬$	$0.0111 \times 標準報酬 \times 標準報酬$	
遺族給付	$0.0111 \times 標準報酬 \times 標準報酬$	$0.0111 \times 標準報酬 \times 標準報酬$	
遺族給付	$0.0111 \times 標準報酬 \times 標準報酬$	$0.0111 \times 標準報酬 \times 標準報酬$	
遺族給付	$0.0111 \times 標準報酬 \times 標準報酬$	$0.0111 \times 標準報酬 \times 標準報酬$	

盛岡市市税条例の一部改正について

第1 改正の趣旨

地方税法の一部改正（今国会で議決予定）に伴い、盛岡市市税条例の一部を改正し、個人住民税の均等割及び所得割の非課税限度額の引下げや均等割の税率の引上げ等を行なうとともに、固定資産税については事業用の家屋附帯設備等に係る納税義務者の規定の創設を行なうほか、その他国民健康保険税・特別土地保有税・都市計画税・軽自動車税等についても、必要な所要の規定の整備を行なうものである。

第2 改正内容について

改 正 内 容		適 用 関 係
1 個人住民税		
(1)均等割の非課税限度額 (条例第27条第2項)		
現 行	所得金額 $\leq 315,000$ 円 \times (本人+被扶養者) + 216,000円 (加算額)	平成16年度 分から適用
改正後	所得金額 $\leq 315,000$ 円 \times (本人+被扶養者) + 198,000円 (加算額)	
(2)所得割の非課税限度額 (附則第3条の4第1項)		
現 行	所得金額 $\leq 350,000$ 円 \times (本人+被扶養者) + 360,000円 (加算額)	
改正後	所得金額 $\leq 350,000$ 円 \times (本人+被扶養者) + 350,000円 (加算額)	
(3)均等割の税率の改正 (条例第34条第1項)		
現 行	2,500 円 (人口5万以上 50万未満の都市)	
改正後	3,000 円 (人口段階別の税率区分の廃止)	
(4)生計同一妻の均等割非課税措置の廃止 (条例第27条第3項)		
現 行	均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対しては均等割非課税	平成17年度 分から適用
改正後	・平成17年度分1/2課税 ・18年度分から全額課税	
(5)長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例 (条例附則第22条第1項)		
現 行	・4,000万以下4%・4,000万超部分5.5% ・100万円特別控除の適用	
改正後	・一律3.4% ・100万円控除の廃止	
(6)短期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例 (条例附則第24条)		
現 行	【譲渡益の9%】と【総合課税による上積税額の110%】のいずれか多い方	
改正後	一律 6.0%	
(7)株式譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例 (条例附則第24条の2第1項)		
現 行	・譲渡益の4%	
改正後	・譲渡益の3.4%	

<p>2 固定資産税 (条例第46条)</p> <p>テナントとして入居している者などに家屋の所有者以外の者が取り付け付帯設備等に対して課する固定資産税について、家屋に付合している場合には民法の規定により、所有権が家屋の所有者に帰属するため、家屋の所有者を納税義務者としていたが、付合しているかどうか判断が難しかった。今回の地方税法の改正により、当該設備を取り付け、事業の用に供している者を所有者とみなして課税することができることとしたことに伴い、市税条例も同様に改正しようとするものである。</p>	<p>平成17年度分から適用</p>
<p>3 国民健康保険税 (条例附則第26条)</p> <p>長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例について、100万円の特別控除の廃止等に伴い、所要の規定の整備を行うものである。</p>	
<p>4 その他所要の規定の整備</p> <p>その他、特別土地保有税、都市計画税及び軽自動車税等について、所要の規定の整備を行うものである。</p>	<p>平成16年度分から適用</p>

第3 施行期日

平成16年4月1日

盛岡市立デイサービスセンターしらたきの管理を行う指定管理者の指定
について

平成 16 年 3 月 26 日

保 健 福 祉 部

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 盛岡市立デイサービスセンターしらたき
(知的障害者授産施設 (仮称) 盛岡市立しらたき工房に併設)
- (2) 施設の位置 盛岡市川目第 15 地割 1 番地 6
- (3) 床 面 積 1,174.44 m² (工房及びデイサービスセンター)
- (4) 構 造 鉄骨造平屋建
- (5) 定 員 1 日当たり 20 人

2 指定管理者の所在地及び名称

- (1) 盛岡市若園町 2 番 2 号
- (2) 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団

3 指定期間

平成16年4月1日から平成18年3月31日まで